

開 議

○平 進介議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

蒲生光男議会運営委員長。

(蒲生光男議会運営委員長登壇)

○蒲生光男議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、3月1日の本会議において、各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

なお、議案第3号に反対1名、賛成1名、議案第9号に反対1名、議案第16号に反対1名、請願第1号に反対2名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第5号のとおり、予算案2件、人事案件2件、諮問2件、議会案3件であります。

追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申合せにのっとり、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

追加議案の審議終了後、議長から議員派遣の報告をいただいた後、閉会中における継続審査について及び閉会中における継続調査についてを發議いただき、表決を行います。

全日程終了後、市長から挨拶を受けて、定例会を閉会することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○平 進介議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第12号 財産の取得について外23件

○平 進介議長 日程第1、議案第12号 財産の取得についてから日程第24、議案第11号 令和3年度長井市下水道事業会計予算までの24件を一括議題といたします。

総務常任委員会審査報告

○平 進介議長 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

赤間泰広総務常任委員長。

(赤間泰広総務常任委員長登壇)

○赤間泰広総務常任委員長 おはようございます。総務常任委員会の審査報告をさせていただきます。

令和3年3月市議会定例会において総務常任

委員会に付託になりました議案5件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月9日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第12号 財産の取得について申し上げます。

本案は、2月12日に実施された公共複合施設整備事業に係るプロポーザル審査会の結果に基づき、公共複合施設をグンゼ開発株式会社から取得するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。委員からは、今回PPP方式を採用したことにより、約2億円の費用削減効果が見込まれるとの説明を受けたが、比較対象とすべき従来方式を採用した場合の金額については、どのように積算したのかとの質疑がなされ、公共施設整備課長からは、当該財産の取得に係る金額の妥当性を判断することを主たる目的としたアドバイザリー契約を締結しており、従来方式を採用した場合の積算業務を依頼した結果、従来方式よりも約2億円低額であるとの判断に至ったものであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今回取得する公共複合施設の底地部分については、賃貸借契約になるとの説明を受けたが、契約期間や金額についての交渉は進んでいるかとの質疑がなされ、総務参事からは、現在土地の所有者であるグンゼ株式会社と交渉を行っているところであるが、公正証書の作成により権利が担保されることとなる事業用定期借地権を設定し、期間については、更新を前提とした30年とすることを想定している。金額については、現在、この土地が工業用地となっていることから、この基準に基づき、より有利な条件での契約とすべく交渉を行って

まいりたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、実施設計が完成する段階で、もう1段のさらなるコストダウンは期待できないかとの質疑がなされ、公共施設整備課長からは、基本実施設計にはコンサルタントやゼネコンも加わるデザインビルドになることから、さらなるブラッシュアップ及びコストダウンに期待したいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 長井市長井駅前広場条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、新市庁舎の建設に伴い、建設整備箇所を設置されている長井駅前いこいの広場を廃止するため、提案のあったものであります。

質疑に入り、委員からは、いこいの広場の整備には国庫補助等が入っていないのか、財産処分の手続は完了したという理解でよいかとの質疑がなされ、総務参事からは、国庫補助等が入っていないが、整備費用の一部に起債が充当されている。償還は既に終了しており、問題はないものと考えたとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、いこいの広場整備に係る総事業費はどのくらいであったか。また、今後、長井駅や新市庁舎の前などにおいて、同様の整備を行う予定はあるかとの質疑がなされ、総務参事からは、詳細な資料を持ち合わせていないが、日本国有鉄道清算事業団からの土地の取得費用が大半で、工事そのものについては、藤棚の整備等、数百万円程度だったものと記憶している。なお、現時点において、今後同様の広場整備を行う考えはないとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 長井市教育に関する事務

の職務権限の特例に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、長井市教育委員会の権限に属する事務のうち、市長が管理し、及び執行することとするものの範囲を定めるため、提案のあったものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、新市庁舎竣工による組織強化と重要施策の推進を目的に、組織機構を見直すため、提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。

委員からは、本改正案では、農林課の分掌事務からレインボープランに関するものを削除することとしているが、コンポストセンターの管理、運営に関する業務も含めて総合政策課に移管するという理解でよいかとの質疑がなされ、総務参事からは、コンポストセンターの管理、運營業務については、本改正案の中で農林課の分掌事務としている農業、林業及び水産業の振興に関することに包含しているとの理解であり、従前どおり、農林課がその事務を担う。なお、条例に書き切れない細部にわたる各課の分掌事務については、規則で定めることとしているとの答弁を受けたところでありました。

さらに、委員からは、細部について規則で定めるのであれば、参考資料として規則案を提出すべきではないかとの質疑がなされ、総務参事からは、議案審査に当たっての参考資料として、現時点の改正規則案を提出させていただくとの答弁を受けたところでありました。

また、委員からは、さきに説明を受けた第五次総合計画実施計画に今回の機構改革は反映されているのかとの質疑がなされ、総務参事からは、今回の機構改革については、5月1日から

の実施を予定しているものであり、4月1日を基準として策定した実施計画に反映されているものではないが、細部については、既存の担当課が調整を図りながら、新たな担当課に引継ぎを行っていくことになるとの答弁を受けたところでありました。

討論に入り、委員からは、レインボープランコンポストセンターの管理、運営について、従前どおり農林課がその事務を担うのであれば、農林課の分掌事務として条例に明記すべきであり、その1点をもって本案に反対するとの意見が出されたところでありました。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 長井市旧長井小学校第一校舎条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市旧長井小学校第一校舎の基本使用料の設定等について所要の改正を行うため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、前庭について、50平米単位での設定となっているが、申込みの時点で計測を行うのか。また、夜間利用の際に電気についてはどのように取り扱うのかとの質疑がなされ、総合政策課長からは、計測を行った上で範囲を定めて貸出しを行う。夜間利用の際の照明等については、想定しておらず、必要であれば、発電機等、利用者自らに用意していただくことになるとの答弁を受けたところでありました。

さらに、委員からは、使用許可については、指定管理者が行うのか、長井市の担当部署が行うのかとの質疑がなされ、総合政策課長からは、基本的には指定管理者が行うが、疑義等があれば、その都度、市の担当部署である総合政策課と協議を行いながら行うことになるとの答弁を受けたところでありました。

さらに、委員からは、慈愛の森の貸出しにつ

いては、今後どのように考えているか、また、管理はどこが行っているのかとの質疑がなされ、総合政策課長からは、慈愛の森については、現在まで貸出しの希望があったとは聞いていないが、有効活用の面からも、今後検討すべき課題と考えている。管理については、指定管理者が行っているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○平 進介議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第12号 財産の取得についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第12号について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第12号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第16号 長井市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の設定についての1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号14番、今泉春江議員。

(14番今泉春江議員登壇)

○14番 今泉春江議員 日本共産党の今泉春江です。

議案第16号 長井市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の設定について反対し

ます。

これは、文化、スポーツ、文化財保護、社会教育施設、公民館、図書館、文化会館などの権限を今までの教育委員会から市長部局に移管するものです。その理由として、まちづくりや観光行政など、他の行政分野との連携や一体的運営で、質の高い行政の実現が可能となり、教育行政の活発化の可能性を強調しています。しかし、社会教育について、教育委員会に一部の職務権限を残すとしていますが、自治体首長と教育委員会の意見が対立した場合に、教育委員会の意見が自治体首長の意向を変更させたり、抑制させたりできるのかという点では、教育委員会が自治体首長に提出する意見に法的な拘束力はないとなっています。これは、自治体首長からの独立性に担保がないことになり、社会教育の在り方を大きくゆがめられかねないと思います。社会教育の政治的中立性の確保が重要です。

以上、議案第16号 長井市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の設定について意見を申し上げ、反対します。

○平 進介議長 通告による討論が終わりました。

これから採決いたします。

議案第16号について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○平 進介議長 起立多数であります。

よって、議案第16号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第17号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第5、議案第25号 長井市長井駅前広場条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第3、議案第17号 長井市課設置

条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○平 進介議長 起立多数であります。

よって、議案第17号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第18号 長井市旧長井小学校第一校舎条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第25号 長井市長井駅前広場条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○平 進介議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

金子豊美文教常任委員長。

(金子豊美文教常任委員長登壇)

○金子豊美文教常任委員長 文教常任委員会審査報告。

令和3年3月市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました議案2件及び請願1件について、審査しました経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月10日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査いたしました。

それでは、議案第13号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、株式会社デーシーエスを指定管理者に指定し、長井市立図書館の管理を令和3年4月1日から令和5年3月31日まで行わせるために提案されたものでございます。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 長井市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、給食共同調理場の新設移転による所在地の変更及び給食提供施設の追加に伴い、所要の改正を行うために提案されたものでございます。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級実現」を求める意見書提出について申し上げます。

本請願は、「少人数学級をすすめる県民の会」世話人代表、高木紘一氏、伊沢良治氏、佐藤匡子氏から提出があったものです。

趣旨とするところは、学校の学級規模を30人に引き下げることにより、新型コロナウイルス感染症防止対策として、教室が密集状態になることを避けるとともに、教職員が一人一人の子供と向き合うゆとりをつくり、行き届いた教育